

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松山市長 野志 克仁

市町村名 (市町村コード)	松山市 (382019)	
地域名 (地域内農業集落名)	久米地区 ( 南久米、北久米、福音寺、来住、南土居、高井、南窪田、北窪田、鷹子 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 15 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進んでおり、後継者がいない農地は近いうちに遊休農地になることが見込まれ、10年後の地域農業が減退してしまうことが推察される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、リタイヤする農家の農地については、認定農業者等が、優良な農地を中心に農業委員会や地元農業関係者の斡旋を受けながら、担っていく。  
樹園地では、中晩柑の「紅まどんな」や「せとか」、「甘平」への改植や、「紅プリンセス」の導入など、高単価を見込める有望品種の栽培に取り組む。また、市場のニーズに応じた品目や農協の推奨品目などの栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	281.57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	279.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。 また、新規就農者育成総合対策を活用し、新規就農者の確保に積極的に取り組むとともに、担い手に位置付け、農地の受け手を増やす。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の集約化を目指し、農地所有者は、リタイヤ前に地元農業委員、農地利用最適化推進委員と相談しながら、農地を機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者等を行うなど、機構を通じた担い手への貸付けに取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、ハウス、防風・防鳥ネット、かん水設備等の整備に取り組む。また、樹園地については、国の果樹経営支援対策事業により、園内道等の整備に積極的に取り組む。水田地域では、農業の生産性の向上や農地集積・集約化や作業効率の向上を図るため、畦畔除去による区画拡大等生産基盤の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市やJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が見込める作業は委託の可否を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害については、電気柵やワイヤーメッシュなど点から面への取組を検討する。また、防鳥ネット等の設置に取り組む。  
⑨豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺を流れる水路の清掃やハウス等の点検・補修などを日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。